

支援制度のご案内

いま、何に困っていますか？

住まいの相談・住宅を修理したい

- ・賃貸型応急住宅（みなし仮設）
- ・市営住宅の一時提供
- ・県営住宅などの無償提供

- ・住家の緊急修理
- ・住宅の応急修理
- ・公費解体

P8へ

家を片づけたい

- ・災害ごみの受け入れ
- ・災害ボランティアセンター（家の片づけを手伝ってほしい）

P9へ

生活・再建のお金が心配

- ・被災者生活再建支援金
- ・義援金
- ・災害弔慰金
- ・災害障害見舞金

- ・災害援護資金の貸付
- ・生活福祉資金（緊急小口資金）の特例貸付

P10へ

税金や保険料などの支払いが心配

- ・税金について（個人住民税、固定資産税、国民健康保険税）
- ・後期高齢者医療保険料、介護保険料など

- ・上下水道使用料
- ・その他の支払い、手数料について

P11へ

子育てや健康・生活について相談したい

- ・学用品の支給
- ・保育料の減免
- ・こども家庭センターへの相談

- ・健康相談
- ・宇土市役所で開催中の無料相談

P12へ

お店や会社、農・漁業への被害を相談したい

- ・セーフティネット保障4号
- ・中小企業・小規模事業者向け特別相談窓口
- ・農業被害相談

- ・水産物の生産・加工施設の被害相談
- ・営農相談

P13へ

り災証明書など

☎税務課 固定資産税係

☎(27)3313 ☎(27)3314 ☎(27)3315

支援制度の申請や保険の請求などに必要となることがある証明書です。

詳しくはこちら▶



り災証明書



対象 住家

証明すること 住家の被害の程度

区分 全壊・半壊・一部損壊など

被災証明書



対象 カーポート・車両・家財など

証明すること 災害で被害を受けた事実

申請するには

受付時間 平日 午前9時～午後5時

受付場所 市役所庁舎1階 会議室 1

必要なもの 本人確認書類
（マイナンバーカードなど）
被害が確認できる写真

現地調査なしで

即日交付できる場合があります

住家の被害が軽微で、申請者が「準半壊に至らない（一部損壊）」という結果に同意できる場合は、現地調査を行わず、り災証明書を即日交付できます。

現地調査を希望する人へ

- 申請時に希望された人から、順次、現地調査を行っています。
- 申し込みが多いため、調査まで時間がかかる場合があります。
- 現地調査への立ちは合いは必要ありません。

災害ごみや片づけでお困りの人へ

災害ごみ仮置き場

環境交通課 環境交通係 ☎ (27) 3316

詳しくはこちら▶



災害ごみを持ち込むために

受入期間
令和8年9月30日(水)まで

入場券配布場所
三菱ケミカル駐車場(築籠町221)

配布時間
午前8時30分～11時30分
午後1時00～3時30分

先着順で配布。混雑状況により
早めに終了する場合があります。

必要書類

次のいずれか1点

- 被災証明書
- 被災証明書
- ごみ処理手数料
減免申請書
(環境交通課または現地申請)

いずれか
1点で
OK

- 本人確認書類
(免許証・マイナンバー
カードなど)

こちらも
必要!

搬入の流れ

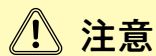
①三菱ケミカル駐車場の搬入レーンに搬出する災害ごみを載せた状態で並ぶ

②必要書類を提示して、入場券を受け取る

③CSネットワークまたは環境再生センターKIREKAへ順次誘導します

※CSネットワーク・KIREKAに
直接並ぶことはできません

受入先



注意

災害ごみは品目ごとに分別して持ち込んでください。

入場券配布場所には、搬出する災害ごみを載せた状態で並んでください。

CSネットワーク

入場券が必要

定休日 水曜日・金曜日

環境再生センター KIREKA

入場券が必要

定休日 火曜日・木曜日

カネムラエコワークス

入場券は不要

定休日 日曜日

受入品目 木くずなど(家具類)、金属類、ソファ・マット、小型家電類、瓦、コンクリート殻、廃家電(テレビ、冷蔵庫など)、陶磁器類、ガラス類、スレート板、サイディングボード、石膏ボード、布団類、布類、可燃ごみ(生活ごみ除く)、プラスチック類

受入品目
金属類、ソファ・マット、
小型家電類
※廃家電は持ち込みできません

宇土市災害ボランティアセンター

令和8年熊本地震によりお困りの皆さまの生活再建を、ボランティアがお手伝いします。
お手伝いを希望される人は、宇土市災害ボランティアセンターへお電話か窓口でお申し込みください。

お手伝いできること

- 被災した住居の片づけ
- 家具・家財などの運び出し
- 被災した家財・資材等の運搬
- 住居や敷地内のがれき・被災物の片づけ、運搬
- その他、被災された皆さまの生活再建に向けた片づけ作業など

注意

災害ボランティアによる支援は、被災された人の生活再建をお手伝いするためのものです。ボランティアへの報酬や謝礼は必要ありません。

住家を優先するため、空き家、倉庫、物置、小屋などの片づけは、原則としてお手伝いできません。

お申し込み先

宇土市災害ボランティアセンター
(宇土市社会福祉協議会)
宇土市浦田町44番地(福祉センター内)
☎ (23) 3756

詳しくはこちら



住む場所や家の修理でお困りの人へ

住む場所に困っている

賃貸型応急住宅 (みなし仮設)



賃貸型応急住宅への入居を支援します。

対象者

- ・住居の全壊により居住する住宅がない人
- ・住居が「半壊」(中規模半壊・大規模半壊含む)であっても、住宅として利用できず、やむを得ず解体を行う人など

☎ すまい再建支援室
☎ (22) 1111
内線(462・463)

詳しくはこちら



市営住宅の一時提供



対象者

住居が「半壊」以上と判定され、自宅に住み続けることができない人
※希望する市営住宅の住戸を1つ選択いただきます。同一住戸に複数の申し込みがあった場合は抽選です

申込期間

令和8年8月24日(月)～9月7日(月)

☎ 都市整備課
建築住宅係
☎ (27) 3332

詳しくはこちら



県営住宅などの無償提供



対象者

地震により、自宅が全壊・大規模半壊・半壊の被害を受けた人

入居期間

6か月以内(最長1年まで更新可能)

費用

家賃・駐車場代無料
※共益費、光熱費、家具・家電は入居者負担です

☎ 熊本県営住宅
管理センター
☎ 096(213)2711

詳しくはこちら



家を修理・解体したい

住家の緊急修理



屋根・外壁などから雨水が入ることを防ぐための緊急修理(ブルーシートの展張など)の費用を支援します。

限度額 1世帯 56,400円以内(税込)
※限度額までの費用を市から修理業者へ支払う制度です

修理期限

- 令和8年9月27日(日)
- ・業者に代金を支払ってしまうと利用できません。事前にご相談ください。
- ・修理前後の写真が必要です。
- ・ブルーシートは申請者自身でご準備ください。

☎ 福祉課
福祉政策係
☎ (27) 3317

詳しくはこちら



住宅の応急修理



元の住宅に引き続き住むため、日常生活に必要な最小限度の部分を応急的に修理する費用を支援します。

修理期限 令和8年10月27日(火)
※延長見込み

限度額

全壊・大規模半壊	757,000円以内(税込)
中規模半壊・半壊	
準半壊	367,000円以内(税込)

※業者に代金を支払ってしまうと利用できません。事前にご相談ください

☎ すまい再建支援室
☎ (22) 1111
内線(462・463)

詳しくはこちら



公費解体



半壊以上の被害を受けた家屋・事業所などについて、解体・撤去を行います。詳細は決まり次第お知らせします。

☎ すまい再建支援室
☎ (22) 1111
内線(462・463)

詳しくはこちら



修理を急がせたり、高額な費用を請求する悪質業者にご注意ください。その場で契約せず、複数の見積もりを取り、不安なときは早めに相談しましょう。

宇土市消費生活センター
☎ (23) 3251

税金や保険料などの支払いが心配

税金・上下水道使用料・保険料・医療／介護利用料の減免

区分	支援内容	問い合わせ
税金	個人住民税・固定資産税・国民健康保険税については、主に「被災証明書」の被災区分が「半壊」以上の人が減免対象となります。 職権により、減免を行いますので、減免申請書の提出は必要ありません。	☎税務課 ☎(27)3313 ☎(27)3314 ☎(27)3315
上下水道使用料	8月請求分(6月中旬～7月中旬ご使用分)は請求を9月に延期します。 9月請求分(7月中旬～8月中旬)は徴収しません。 ※8月の検針後に漏水修理を行った人は、減免の対象になる場合がありますので、詳細はお問い合わせください	☎上下水道課 お客様センター ☎(22)6633
国保・後期高齢者医療・介護利用料	国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険の一部負担金(利用料)は、減免の詳細が決まり次第お知らせします。	▶国民健康保険・後期高齢者医療について ☎市民保険課 国保年金係 ☎(27)3312 ▶介護保険について ☎高齢者支援課 介護保険係 ☎(27)3321
保険料	後期高齢者医療保険料・介護保険料は、減免の詳細が決まり次第お知らせします。	▶後期高齢者医療保険料について ☎市民保険課 国保年金係 ☎(27)3312 ▶介護保険料について ☎高齢者支援課 介護保険係 ☎(27)3321

各種手数料の免除

マイナンバーカード再発行手数料

対象

令和8年7月28日以前にマイナンバーカードの交付を受けた人で、地震により紛失・破損などされた人

☎市民保険課 市民係
☎(27)3311

以下すべての手続きで「被災証明書」の提示が必要です。

住民票の写しなどの交付手数料

住民票をはじめとする、各種証明書の交付手数料が免除されます。
※コンビニ交付では免除の対応はできません

☎市民保険課 市民係
☎(27)3311

パスポートの発行手数料が免除されます

対象

被災証明書が「半壊以上」の人
※窓口で紙による申請が必要です
※すでにパスポートを申請中の人、オンライン申請は対象外です。
詳細は、お問い合わせください
☎市民保険課 市民係
☎(27)3311

福祉・介護の支援

福祉用具の再給付

地震により福祉用具の使用ができなくなった人へ、福祉用具の再給付を行います。
再給付には申請が必要です。

☎福祉課 障がい者支援係
☎(27)3318

障害福祉サービス、障害児通所利用料の減免

地震により被災された人の障害福祉サービス、障害児通所利用料について、減免が受けられる場合があります。減免には申請が必要です。

☎福祉課 障がい者支援係
☎(27)3318

介護保険被保険者証の提示ができない場合

被保険者証及び負担割合証を紛失や避難等により、介護保険サービス事業所に提示できない場合は、氏名・住所・生年月日・負担割合を伝えることでサービスを受けることができます。

☎高齢者支援課 介護保険係
☎(27)3321

生活・再建のお金が心配

被災者生活再建支援金・義援金



被災者生活再建支援金

住宅の被害の程度や再建方法に応じて支給される支援金です。詳細は、お問い合わせください。

詳しくはこちら



義援金

詳細が決まり次第、お知らせします。



基礎支援金

全壊または半壊以上で解体	最大100万円
大規模半壊	最大50万円

加算支援金

中規模半壊以上の被害を受けた場合または半壊の被害を受けて解体する場合に、再建方法に応じて支給します。

☎すまい再建支援室 すまい再建支援班 ☎(22)1111(内線462・463)

貸付・当面の生活費

災害援護資金の貸付

地震により世帯主に負傷または住居・家財に損害があった世帯のうち、所定の要件を満たす世帯の世帯主に対し災害援護資金の貸し付けを行います。貸付には申請が必要です。

詳しくはこちら



対象者(※所得制限あり)	世帯主が負傷、または住居(半壊以上)や家財に被害を受けた人
利率	年3%(据置期間中は無利子)
償還期間	10年(据置期間含む)
据置期間	3年

☎福祉課 福祉政策係 ☎(27)3317

生活福祉資金(緊急小口資金)の特例貸付

地震により被災し、当面の生活費を必要とする世帯へ、無利子で生活費を貸し付けます。

貸付額	1世帯につき原則10万円以内 ※一定の要件に該当する世帯は20万円以内
返済	貸付日から1年以内は据え置き、その後2年以内に返済
申請に必要なもの	本人確認書類、振込先が分かるもの
受付場所	宇土市福祉センター(浦田町44)1階会議室
受付時間	午前10時～午後4時(土・日、祝日を除く)

※申請は1世帯につき1回限りです

☎宇土市 社会福祉協議会 ☎(23)3756

災害弔慰金・災害障害見舞金

災害弔慰金

地震により亡くなられた人のご遺族に対し、災害弔慰金を支給します。支給には申請が必要です。

受給遺族

- 亡くなった人の死亡当時における
- 配偶者、子、父母、孫、祖父母
 - 兄弟姉妹(同一世帯または同一生計に限る)

支給額

生計維持者	500万円
生計維持者以外	250万円

☎福祉課 福祉政策係
☎(27)3317

詳しくはこちら



災害障害見舞金

地震により重度の障がい(両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断など)を負った人に災害障害見舞金を支給します。支給には申請が必要です。

支給額

生計維持者	250万円
生計維持者以外	125万円

☎福祉課 福祉政策係 ☎(27)3317

お店・会社・農業・漁業への被害について相談したい

被災した中小企業・小規模事業者の皆さまへ

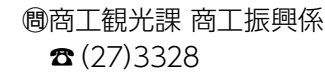
セーフティネット保証4号

地震により売上高等が減少している中小企業者の資金繰りを支援する制度です。
認定を受けることで、一般保証とは別枠の信用保証協会の保証(保証割合100%)を利用することが可能となります。

指定期間 令和8年11月4日(水)まで

対象 地震の影響を受け、売上高が減少し、経営の安定に支障が出ている中小企業者

※認定を受けたことだけで融資が決定するものではなく、融資には金融機関・信用保証協会の審査があります。
詳しくは市ホームページをご確認ください [詳しくはこちら](#)

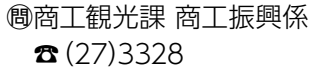
 商工観光課 商工振興係
☎(27)3328



中小企業・小規模事業者向け特別相談窓口

中小企業・小規模事業者の皆様を対象として、特別相談窓口が設置されています。地震の影響による、経営上のお困りごとや、資金繰りなどについてご相談ください。

相談窓口	問い合わせ先
宇土市商工会	☎(22)5555
熊本県よろず支援拠点	☎096(286)3355
熊本県商工振興金融課	金融(県制度融資)に関すること ☎096(333)2314 経営に関すること ☎096(333)2326

 商工観光課 商工振興係
☎(27)3328

被災した農業者の皆さまへ

農林政策課へご相談ください

対象
地震により、農作物の生産・加工に必要な施設(農業用ハウス・格納庫など)や農業用機械などが被災された人

注意
トラックなどの車両は対象外です。
※支援内容が決まり次第ホームページなどによりお知らせします

相談窓口
農林政策課 農林振興係 ☎(27)3325

地震による営農相談の窓口

宇城地域振興局農業普及・振興課に、地震により被害を受けた農業者からの営農相談を受け付ける窓口が設置されました。

対象
作物の栽培や農地の復旧に関することなど、営農に関すること全般

受付時間
平日 午前9時～午後5時

相談窓口
宇城地域振興局 農業普及・振興課
☎(32)0351

被災した漁業者の皆さまへ

水産振興室へご相談ください

対象
地震により、水産物の生産・加工に必要な施設(ノリ乾燥施設など)が被災された人

相談窓口
水産振興室 ☎(27)3326

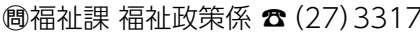
その他の支援

ホテル避難(2次避難所)

 ホテルなどへの避難を希望される人を対象に、県が確保するホテルなどへの宿泊を支援します。

申込方法
「熊本県ホテル等避難コールセンター」へお問い合わせください。 ☎0120(325)327 [詳しくはこちら](#)

・宿泊は無料です。
・食費、日用品などは自己負担です。

 福祉課 福祉政策係 ☎(27)3317

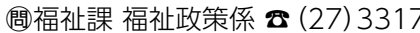


無料入浴支援事業

 地震で被災し、自宅や避難所などで入浴することが困難な人を対象に、協力施設での無料入浴支援を実施します。

必要なもの
タオル、着替えなどのほか、本人確認書類を持参してください。(施設で提示が必要)

※無料入浴支援協力施設については、市ホームページをご確認ください [詳しくはこちら](#)

 福祉課 福祉政策係 ☎(27)3317

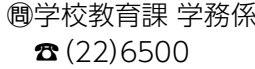


子育てや健康・生活について相談したい

子ども・子育てが心配

学用品の支給

被災により学用品を失った児童・生徒へ、学用品を現物で支給します。
※学用品の柄などは選べません 

 学校教育課 学務係
☎(22)6500

対象	住家が全壊または半壊したことにより、学用品を損失または損傷した児童・生徒
支給対象品目	①文房具(ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規など) ②通学用品(傘、靴、長靴など) ③その他の学用品(運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、ピアノカ、工作用具、裁縫用具など)
支給方法	教育委員会で購入し、現物を支給
上限額	小学生 5,800円 / 中学生 6,100円
申請方法	通学中の学校へ申請(申請書は学校にあります)
必要書類	「り災証明書」のコピー

保育料の減免

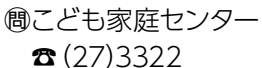
保育料の減免については、基準などの詳細が決まり次第お知らせします。 

 子育て支援課 保育支援係
☎(27)3323

こども家庭センターへの相談

妊娠・出産、子育て、女性に関する悩みや不安の相談を受け付けています。

相談体制	保健師や子ども家庭支援員などが対応
受付時間	平日 午前8時30分～午後5時15分
場所	福祉センター2階(浦田町44番地)
備考	秘密は守ります

 こども家庭センター
☎(27)3322

健康や生活のことを相談したい

健康相談

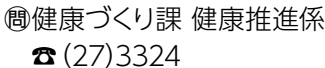
災害後の避難生活や車中泊などにより、体調に不安を感じている人の健康に関する相談を受け付けています。 

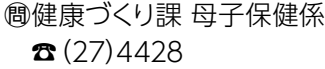
- 食事や生活習慣について相談したい
- 不安で眠れない・眠りが浅くなった

相談内容に応じて、保健師・管理栄養士が対応します。

時間 午前8時30分～午後5時15分

お電話や健康づくり課窓口でご相談を受けています。

 健康づくり課 健康推進係
☎(27)3324

 健康づくり課 母子保健係
☎(27)4428

宇土市役所で開催中の無料相談

弁護士、司法書士、行政書士などの専門家が、地震被害に関する相談や様々な情報提供を無料で行っています。

相談員	開催日
熊本県弁護士会	毎週火曜日・木曜日
熊本県司法書士会	毎週水曜日
熊本県行政書士会宇城支部	毎週月曜日

時間 午後1時～4時

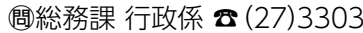
場所 宇土市役所 1階 ロビー

対象者 地震により被災された人およびその家族

費用 無料

予約 事前予約不要(当日受付)
※状況によっては、お待ちいただく場合があります

備考 祝日は除く / 終了時期未定

 総務課 行政係 ☎(27)3303